

令和6年3月26日

令和6年4月1日以降の産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物
処理業に関する事務処理について(通知)

本県の産業廃棄物行政の推進につきまして、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚く
お礼申し上げます。

上記のことについて、令和6年4月1日から産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物
処理業に関する事務処理を下記のとおり変更しますので、お知らせします。

記

1 (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請等に係る自動車検査証の取扱いについて

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請及び(特別管理) 産業廃棄物処理業変
更届における必要書類のうち、「事業の用に供する施設の所有権を有することを証す
る書類」(廃掃法施行規則第9条の2第2項第3号)について、自動車検査証の取扱
いを以下のとおり変更します。

○自動車検査証の取扱いについて

【令和6年3月31日申請まで】

- ・ 紙車検証の写し若しくは電子車検証の写し及び自動車検査証記録事項の写し

【令和6年4月1日申請から】

- ・ 紙検査証の写し若しくは自動車検査証記録事項の写し

(電子車検証の写しが提出書類から無くなります。)

2 (特別管理) 産業廃棄物処理業許可証の記載事項について

許可証に記載する「4. 許可の更新又は変更の状況」に係る事項を以下のとおり変更します。

【令和6年3月31日までに発行する許可証】

- ・新規許可、更新許可、変更許可、変更届等すべてを記載

【令和6年4月1日から発行する許可証】

- ・新規許可、直近の更新許可のみを記載（変更届は記載しない）
- ・更新許可のうち、許可日の繰り上げを行ったものに関しては、永続的に記載
- ・変更許可の際に発行する許可証のみ、履歴に記載
（後の更新許可の際に削除する）

【許可証イメージ】 下記の架空の事業者を用いる。

4. 許可の更新又は変更の状況

| | |
|------------|-----------------------|
| 平成26年4月6日 | 産業廃棄物収集運搬業許可 |
| 平成27年8月11日 | 変更届(代表者) |
| 平成29年2月27日 | 変更届(本社の所在地) |
| 平成30年5月24日 | 産業廃棄物収集運搬業変更許可(品目の追加) |
| 平成31年4月6日 | 産業廃棄物収集運搬業更新許可 |
| 令和6年4月6日 | 産業廃棄物収集運搬業更新許可 |

(例) 令和6年4月6日に更新許可を行う

4. 許可の更新又は変更の状況

| | |
|------------|-----------------------|
| 平成26年4月6日 | 産業廃棄物収集運搬業許可 |
| 平成27年8月11日 | 変更届(代表者) |
| 平成29年2月27日 | 変更届(本社の所在地) |
| 平成30年5月24日 | 産業廃棄物収集運搬業変更許可(品目の追加) |
| 平成31年4月6日 | 産業廃棄物収集運搬業更新許可 |
| 令和6年4月6日 | 産業廃棄物収集運搬業更新許可 |



新規許可以外の
すべての履歴を削除

4. 許可の更新又は変更の状況

| | |
|-----------|----------------|
| 平成26年4月6日 | 産業廃棄物収集運搬業許可 |
| 令和6年4月6日 | 産業廃棄物収集運搬業更新許可 |

(例) 令和6年6月6日に変更許可を行う

4. 許可の更新又は変更の状況

| | |
|-----------|----------------|
| 平成26年4月6日 | 産業廃棄物収集運搬業許可 |
| 令和6年4月6日 | 産業廃棄物収集運搬業更新許可 |



・変更許可時のみ許可証に記載
(次の更新の際には削除)

4. 許可の更新又は変更の状況

| | |
|-----------|-----------------------|
| 平成26年4月6日 | 産業廃棄物収集運搬業許可 |
| 令和6年4月6日 | 産業廃棄物収集運搬業更新許可 |
| 令和6年6月6日 | 産業廃棄物収集運搬業変更許可(品目の追加) |

(例) 令和11年3月6日に更新許可(許可日の繰り上げ)を行う

4. 許可の更新又は変更の状況

| | |
|-----------|-----------------------|
| 平成26年4月6日 | 産業廃棄物収集運搬業許可 |
| 令和6年4月6日 | 産業廃棄物収集運搬業更新許可 |
| 令和6年6月6日 | 産業廃棄物収集運搬業変更許可(品目の追加) |



4. 許可の更新又は変更の状況

| | |
|-----------|------------------------|
| 平成26年4月6日 | 産業廃棄物収集運搬業許可 |
| 令和11年3月6日 | 産業廃棄物収集運搬業更新許可(繰り上げ許可) |

・過去の更新許可と変更許可の情報は削除される
・最新の繰り上げ許可情報を表示
(繰り上げ許可を含む場合は、永続的に残す)

大分県庁 循環社会推進課

TEL 097-506-3135

FAX 097-506-1748